

当麻町強靱化計画

令和3年3月

当麻町

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 強靱化の意義	3
第2章 当麻町の特徴	4
1 地勢と気候	4
2 社会的災害要因	4
3 災害の概況	5
4 地震による被害想定	5
第3章 強靱化の基本的な考え方	7
1 強靱化を推進する上での基本的な方針	7
2 基本目標と事前に備えるべき目標	8
第4章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム	9
1 脆弱性評価の考え方	9
2 想定するリスク	9
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	10
4 施策プログラムの考え方	11
5 施策プログラムの推進と重点化	11
6 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム	13
第5章 計画の推進	36
1 計画の推進と進捗管理	36
2 計画の見直し	36

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

国においては、平成25年12月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」と表記します。）が成立・施行されました。

国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記します。）を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。さらに、策定から約5年が経過したことから、平成28（2016）年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30（2018）年12月に強靱化基本計画の見直しを行っています。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、日本海側における地震、道内各地における火山噴火など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、道が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念されています。大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、道の重要な社会経済機能を維持することに加え、北海道がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくことを目的として、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法に基づく地域計画として「北海道強靱化計画」（以下、「道の強靱化計画」と表記します。）を策定しています。

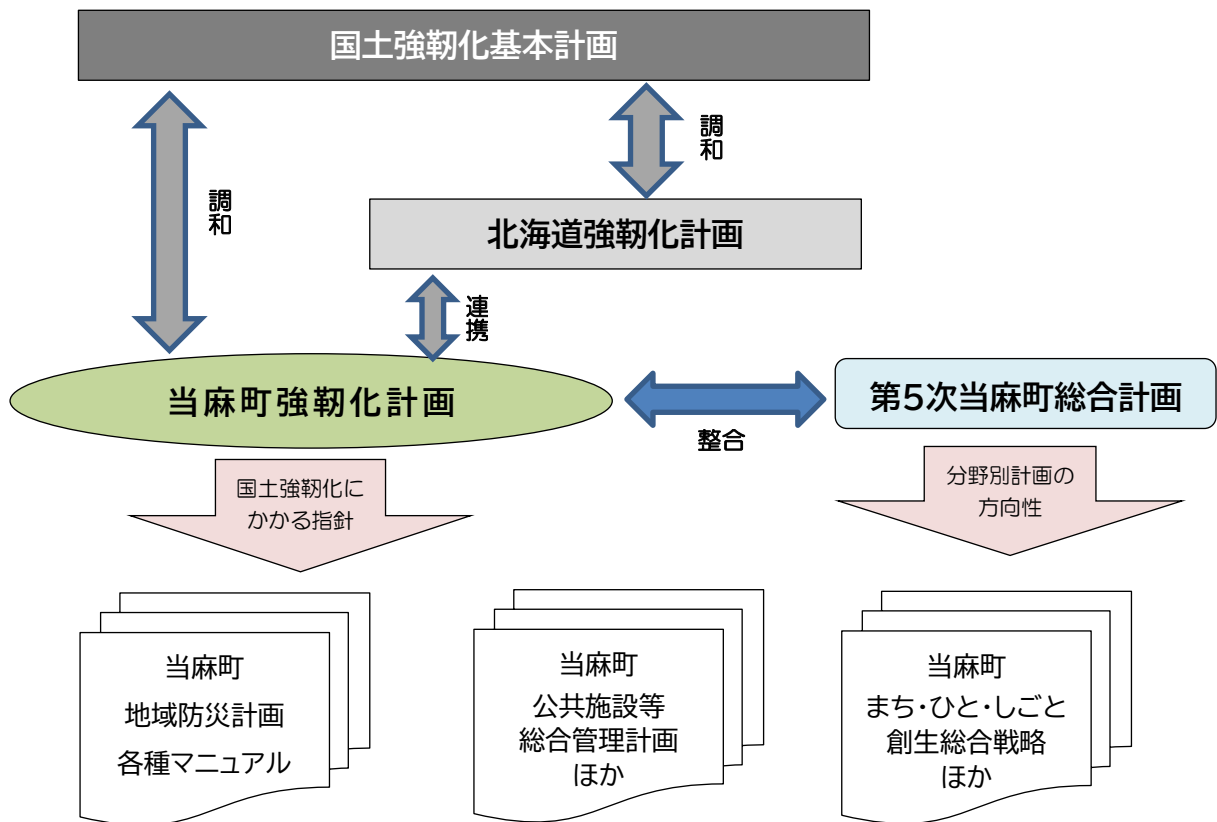
当麻町においても、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、国、道の動きと一体となって「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくため、本町の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として「当麻町強靱化計画」を新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 国の基本計画、道の強靱化計画及び本町の総合計画等との関係

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、本町の町政運営の指針である「当麻町総合計画」との整合性を図るとともに、「当麻町地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画と位置づけます。

また、基本法第14条の規定に基づき、国の基本計画と調和を保つとともに、先行して策定された道の強靱化計画と調和・連携を図るものとしします。

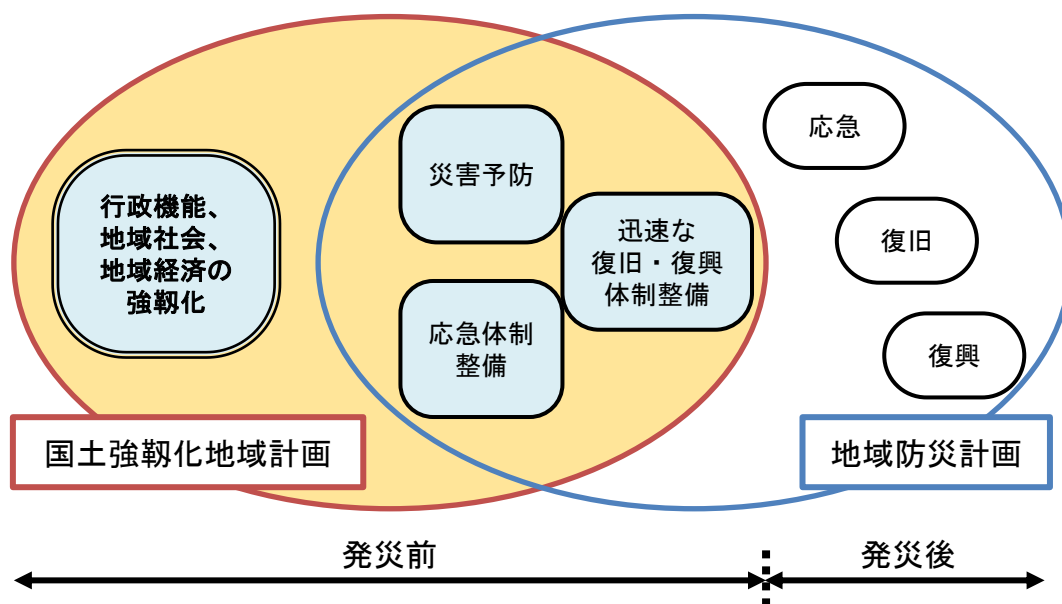


(当麻町強靱化計画は、各分野別個別計画等の強靱化に関する部分の指針)

(2) 地域防災計画との関係

本町では、災害対策基本法に基づき「当麻町地域防災計画」を策定し、風水害、地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるよう、地域特性を考慮し行政機能や地域社会経済など地域全体としての強靱化に関する総合的な指針となっています。



3 計画の期間

本計画の期間は、強靱化基本計画に準拠して5年とし、目標年度を令和7年度とします。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとします。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとします。

4 強靱化の意義

本町において、まちの強靱化に向けた計画を推進することの意義は、次のとおりと考えます。

1. 大規模自然災害のリスク等を踏まえて、本町がまちの強靱化を総合的かつ計画的に推進することで、町民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものである。
2. 第5次当麻町総合計画のまちづくりの基本的な方向性の1つである「人と自然が調和した安全・安心なまちづくり 快適な生活環境の創出」の推進を図り、まちづくりのテーマ“元気・笑顔・しあわせの明日へ～みんなが主役のまち とうま～”の実現に資するものである。

第2章 当麻町の特性

1 地勢と気候

本町は、東経141度58分～143度10分、北緯42度52分～44度54分、北海道のほぼ中央、大雪山連峰の麓に位置し、上川町、比布町、愛別町、旭川市と接し、町域は東西17.3km、南北13.5kmに及び、総面積は204.95km²を有しています。

地勢は、山と河川に囲まれ、南西部から北にかけては山林地帯を形成、自然の丘陵が起伏しながら大雪山連峰を望み、北側に石狩川が、また広大な町有林内に源を発する牛朱別川、当麻川が町の中央部を流れ、その流域に肥沃な平坦地が開かれています。

気候については、本町は北海道のほぼ中央に位置しているため、大陸性気候を示し夏季、冬季の寒暖の差が激しくなっており、年平均気温は6度内外ですが、1月下旬から2月上旬には零下30度以下になることもあり、7月中旬から8月上旬には30度以上になることもあります。

年降水量の平均は1,100mm程度ですが、季節的には春季には少なく、秋季、特に8月に多くなっています。また、9月下旬から10月初旬に初霜が降り、5月中・下旬には晩霜が降りることがあり、ときにこの目安を超える降霜により、農作物の生育、農作業の進捗に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、降雪は根雪で、期間は11月中旬から4月上旬となっています。

2 社会的災害要因

被害を拡大する社会的災害要因としては、要配慮者の増加、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられます。

(1) 高齢化の進行等による要配慮者の増加

本町の人口は、平成27年国勢調査において6,689人で、このうち2,659人(約4割(39.7%))が高齢者となっています。

高齢者の増加は、避難等に支援を必要とする避難行動要支援者や避難所等での支援等が必要な要配慮者が増加するため、こうした要配慮者に対する早期の避難を促すためにも防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び避難所等での支援等の取組も重要となっています。

(2) 生活環境の変化

人々の生活様式の変化は、電気、ガス、水道、電話等のライフライン施設への依存度を高めており、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要し、二次災害の発生の危険性も含んでいます。

また、行政機関においてもライフラインへの依存度は高いため、初動体制や業務継続への影響が極力出ないように備蓄やバックアップ体制の整備が必要といえます。

(3) 情報化の進展

最近のICT技術の進展を背景として、公共機関、金融、流通機関等の情報システムは、中枢管理機能の集積を促しており、災害時における、その機能障害は、多方面に影響を及ぼし被害が拡大、長期化するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包しているといえます。

(4) 住民意識の変化

近年の核家族世帯や一人暮らしの増加に伴い、住民の地域的連帯感の希薄化が見られます。減災に向けては、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等地域における防災体制の整備充実が欠かせないものとなっています。

3 災害の概況

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による風水害、冷害による農作物への被害、融雪による増水被害等があげられ、これまで地震災害については、大きな被害は出ていませんが、平成30年北海道胆振東部地震では、道内全域で大規模な停電が発生しています。

4 地震による被害想定

(1) 地震の想定

本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、海溝型地震「十勝沖の地震」(T2)、内陸型地震「増毛山地東縁断層帯の地震」(N6)及び「沼田-砂川付近の断層帯の地震」(N11)が想定されています。

海溝型地震	十勝沖の地震 (T2)	震度 5.5 (震度 5 強)
内陸型地震	増毛山地東縁断層帯の地震 (N6)	震度 5.7 (6 弱)
	沼田-砂川付近の断層帯の地震 (N11)	震度 5.8 (震度 6 弱)

(2) 被害の想定

○ 想定した3タイプの地震のうち、冬の早朝の時間帯において、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「沼田-砂川付近の断層帯の地震」(計測震度：震度6弱)と想定されています。

しかし、平成30年に発生した北海道胆振東部地震では最大震度7を記録し、道内全域で大規模停電による住民生活への大きな影響があったことから、震度7クラスの地震への対応を想定しておく必要があります。

建 物 被 害	全壊棟数 1 棟未満、半壊棟数 13 棟
火 災 被 害	焼失棟数 1 棟未満
人 的 被 害	死者数・重傷者数・軽傷者数ともに 1 人未満、合計避難者数 255 人
ライフライン被害	(上水道被害) 被害箇所 17 箇所、断水人口 (1 日後) 1,125 人
	(下水道被害) 被害延長 0.6 k m、機能支障人口 111 人
主 要 道 路	被害箇所は 2 箇所、その他の道路では 21 箇所

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化を推進する上での基本的な方針

本計画では、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(2) 効率的な施策の推進

- 気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進するとともに、科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図る。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

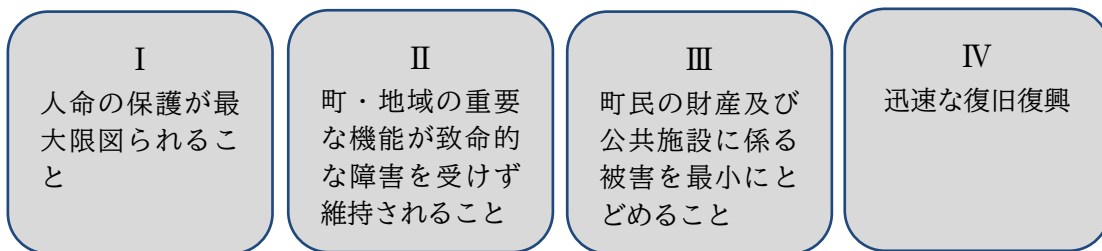
2 基本目標と事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえつつ、本町の強靱化の基本目標を次のとおりとします。

大規模な自然災害等から住民の命を最大限守ることは、基礎自治体の使命であると考えます。また、住民の生活や経済活動を持続させるために、地域の重要な機能の致命的な障害を回避し、住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化することが必要であり、さらに、仮に被災した場合においても迅速な復旧復興による日常の回復を図る必要があると考えます。

また、基本目標の実現に向け、道の強靱化計画では「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を7つのカテゴリーに整理しており、本町も同様に整理することで整合を図るものとします。

基本目標



カテゴリー

- 1 人命の保護
- 2 救助・救急活動等の迅速な実施
- 3 行政機能の確保
- 4 ライフラインの確保
- 5 経済活動の機能維持
- 6 二次災害の抑制
- 7 迅速な復旧・復興等

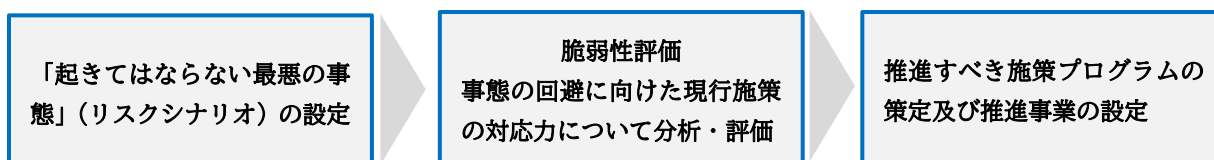
第4章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画における地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組み状況や課題を整理した上で、分析・評価を行い地域の弱点を洗い出す「脆弱性評価」を実施します。

【 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ 】

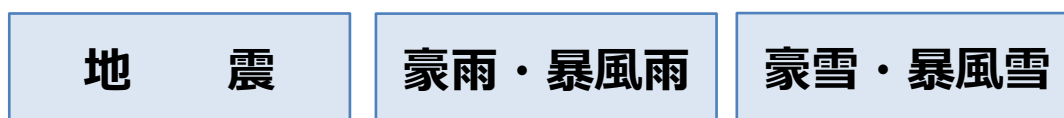


2 想定するリスク

住民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、「北海道強靱化計画」において、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象としていますが、本町でも、自然災害全般を対象とするとともに、今後甚大な被害をもたらすリスクを次のとおり想定します。

なお、常に想定外の災害の発生の可能性を念頭に置くこととします。

想定するリスク



3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町においては、想定する災害リスクから、7つのカテゴリーごとに、その妨げとなる事態として、仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる20の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を以下のとおり設定しています。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

4 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせ、本町における強靱化施策の取組方針を示す50の「強靱化のための施策プログラム」を設定します。

5 施策プログラムの推進と重点化

(1) 重点化の考え方

国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針では、強靱化を図る取組について「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされており、大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要といえます。

本町における既往地震では「平成15年（2003）十勝沖地震」で震度5弱が最大震度ですが、「平成30年の北海道胆振東部地震」では震度7が記録されており、仮に本町で発生した場合には、かつて経験したことがないような甚大な人的被害が想定されるため、本計画では、国の基本計画や北海道強靱化計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

また、平成30（2018）年9月の北海道胆振東部地震や令和元（2019）年9月の台風第15号による広範囲・長期に及んだ大規模停電が、通信機器の途絶による情報収集や発信の遅れ、その後の復旧作業に支障を来し、住民生活に多大な影響を与えたことから、電力供給をはじめとした「住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態」に関する施策についても重点化の対象とします。

さらに、平成28（2016）年4月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、住民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなっており、「行政機能の大幅な低下につながる事態」もあわせて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

(2) 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、本町では次の 14 の「起きてはならない事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とします。

■人命の保護に直接関わる事態

1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
1-6	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

■住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
4-2	食料の安定供給の停滞
4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

■行政機能の大幅な低下につながる事態

3-1	町内外における行政機能の大幅な低下
-----	-------------------

6 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

(1) 人命の保護

1 人命の保護	
1-1)地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
1 住宅・建築物等の耐震化	
●脆弱性評価 公共建築物のほか、民間住宅・建築物等の耐震化について、一層の促進を図る必要がある。	
○施策プログラム 民間住宅・建築物等について耐震化の必要性の普及啓発を図るとともに、国の支援制度等を有効活用しながら、耐震化を促進する。	
推進事業等	住宅耐震改修・リフォーム補助事業
	庁舎管理事業

1 人命の保護	
1-1)地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
2 建築物等の老朽化対策	
●脆弱性評価 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物については、維持管理等を適切に行う必要がある。 増加傾向の空家等が、災害発生時には、倒壊による通行人への被害や避難経路の閉塞等を引き起こす可能性があるため、効果的な空家等対策を実施する必要がある。	
○施策プログラム 公共建築物の老朽化対策については、「当麻町公共施設等総合管理計画」及び施設の長寿命化計画等を踏まえ、施設、設備の更新や改修を進めていくとともに、適切な施設の維持管理を推進する。 適切な管理が行われていない空家等に関する問題の早期解決を図るとともに、空家等が放置され、管理されなくなることを未然に防止するため、「当麻町空家等対策計画」を策定し、住宅の老朽化対策や長寿命化などを始めとした効果的な空家等対策事業を推進する。	

推進事業等	公営住宅等ストック総合改善事業
	防犯灯管理事業
	農村環境改善センター管理事業
	地場産品加工研究センター管理事業
	環境整備事業
	当麻小学校改修事業
	宇園別小学校改修事業
	当麻中学校改修事業
	スポーツセンター改修事業
	健康福祉施設改修事業

1 人命の保護

1-1)地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

3 避難場所等の指定・整備・普及啓発

●脆弱性評価

町内小中学校等を指定避難所等として指定しているが、災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、指定避難所等の立地条件や防災機能等について不断の見直しを行うとともに、周知を徹底する必要がある。

避難所生活に配慮を要する高齢者等のための福祉避難所については、今後も確保に努める必要がある。

○施策プログラム

指定避難所等の立地条件や防災機能等について適宜見直しを行うとともに、ホームページや各種 SNS、広報誌、ハザードマップ、防災講習等を通して、指定避難所等の周知を促進する。

社会福祉施設等の協力を得て、福祉避難所の確保に努める。

推進事業等	防災対策事業（防災講習会）
--------------	---------------

指 標	現 状 値	目 標 値
福祉避難所の指定数	3箇所	↗

1 人命の保護

1-1)地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

4 緊急輸送道路等の整備

●脆弱性評価

国道及び道道等の町内骨格道路網における道路施設の老朽化対策及び道路拡幅整備を推進する必要がある。

○施策プログラム

災害時における緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等の計画的な整備等を推進する。

推進事業等	橋梁長寿命化修繕事業
-------	------------

1 人命の保護

1-1)地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

5 地盤等の情報共有

●脆弱性評価

身近な地盤情報を共有することで、防災意識の向上が期待できることから、大規模盛土造成地の位置や規模の情報を周知する必要がある。

○施策プログラム

大規模盛土造成地に関する変動予測調査など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。

1 人命の保護

1-1)地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

6 防火対策・火災予防

●脆弱性評価

火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

○施策プログラム

火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する。

推進事業等	消火栓整備事業
	消防団員用防火衣一式購入事業

1 人命の保護

1-2)土砂災害による多数の死傷者の発生

1 警戒避難体制の整備

●脆弱性評価

北海道が指定した土砂災害警戒区域について、ハザードマップにより周知を徹底する必要がある。

○施策プログラム

北海道が新たに土砂災害警戒区域を指定した場合、ホームページ等により周知を徹底する。

推進事業等	防災対策事業（警戒避難体制整備）
--------------	------------------

1 人命の保護

1-3)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

1 洪水・内水ハザードマップの更新等

●脆弱性評価

国と北海道が指定した河川の洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップを作成済みであるが、国や北海道が洪水浸水想定区域を見直した場合は、洪水ハザードマップを修正する必要がある。

○施策プログラム

平時から洪水ハザードマップの周知を徹底するとともに、国と北海道が指定した河川の洪水浸水想定区域が見直された場合は、洪水ハザードマップの必要な修正を行い修正内容の周知を徹底する。

推進事業等	防災対策事業（洪水ハザードマップ）
--------------	-------------------

1 人命の保護

1-3)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

2 河川改修等の治水対策

●脆弱性評価

町内を流れる北海道管理河川や防災ダム改修により治水安全度の向上を図る必要がある。

町管理河川の計画的な河道掘削等の実施により治水安全度の向上を図る必要がある。
浸水被害軽減のため、道路側溝等の整備を行う必要がある。

○施策プログラム

国や北海道における河川改修事業及び河川維持事業など、治水対策進捗のための要望活動を推進する。

町管理河川の計画的な河道掘削等の実施や護岸破損個所の修繕などを推進する。

排水施設の脆弱性による道路冠水や浸水被害を防ぐため、排水路の整備や改修など、計画的な薄い対策を推進する。

推進事業等	防災ダム改修事業負担金
	普通河川緊急浚渫事業
	排水路災害対策事業

1 人命の保護

1-4) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1 暴風雪時における道路管理体制の強化

●脆弱性評価

暴風雪時は、不要不急の外出を控えるなど平時からの町民の危機意識向上の啓発が必要である。

計画的な排雪作業など大雪に対する対策を事前に実施することで、交通機能の低下を最小限に抑えることが必要である。

○施策プログラム

暴風雪に備え、気象情報に合わせたパトロールを実施することにより、初動対応の迅速化を図る。

除排雪作業をスムーズに行うため、ホームページや各種 SNS、町内放送などにより情報提供を推進する。

推進事業等	除雪直営事業
-------	--------

1 人命の保護

1-4) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

2 除雪体制の確保

●脆弱性評価

除排雪機械の適切な更新と、除排雪委託業者における除排雪体制を確保する必要がある。

排雪従事者の減少や高齢化などによる継続的な除雪体制の確保が難しくなっていることから、効率的な除雪手法の導入のほか、除雪企業の経営や雇用の安定化などが必要である。

○施策プログラム

除排雪機械の計画的な整備、更新を推進する。

効率的な除雪作業を行うため、ホームページや各種 SNS、町内放送などにより、除雪作業の妨げとなる道路への雪出しや路上駐車禁止など、除排雪マナーの周知を推進する。

継続的な除雪体制の確保のため、除雪企業の経営や雇用安定を図るとともに除雪業務を委託する取組を推進する。

推進事業等	除雪委託事業
	建設機械整備事業
	除雪直営事業

1 人命の保護

1-5)積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

●脆弱性評価

指定避難所等における冬季防寒対策として、暖房器具、発電機、毛布等の備蓄を行っているが、今後も計画的な備蓄を推進する必要がある。

○施策プログラム

「当麻町備蓄計画」に基づき、暖房器具、発電機、毛布等の備蓄を計画的に行うとともに、家庭内備蓄の必要性について普及啓発を図る。

推進事業等	防災対策事業（当麻町災害時備蓄計画策定）
-------	----------------------

1 人命の保護

1-6)情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1 関係機関の情報共有化

●脆弱性評価

防災情報共有システム、北海道総合行政情報ネットワーク等により、防災情報等の共有を行っているが、一層の効果的な運用に向け、関係機関との連携を図る必要がある。

○施策プログラム

防災情報共有システム、北海道総合行政情報ネットワーク等により、防災情報等の共有を行うとともに、関係機関との連携を一層促進する。

1 人命の保護

1-6) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

2 住民等への情報伝達体制の強化

●脆弱性評価

災害が発生するおそれがある場合には、緊急速報メール・エリアメール、各種 SNS、広報車等を通じて情報伝達しているが、適正な管理と動作確認等を行い、確実な情報伝達体制を確保する必要がある。

また、災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。

○施策プログラム

災害が発生するおそれがある場合に備えて、緊急速報メール・エリアメール、各種 SNS、広報車等の適正な管理と動作確認等を行い、確実な情報伝達体制を確保する。

また、停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や、利用できる媒体が限られる場合の情報伝達体制を整備する。

推進事業等	ケーブルネットワーク管理事業
	防災関連機器整備事業
	広報紙制作事業
	ホームページ運営事業

1 人命の保護

1-6) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

●脆弱性評価

災害が発生した場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、迅速かつ円滑な避難支援が行えるよう、支援体制の構築、対象者情報の収集、名簿の作成及び活用等の対策を推進する必要がある。

○施策プログラム

避難行動要支援者に対し、迅速かつ円滑な避難支援が行えるよう、対象者情報の収集、名簿の作成及び活用等の対策について、関係機関や避難支援等関係者に普及啓発を図るとともに、地域との連携による支援体制の整備を推進する。

推進事業等	防災対策事業（要配慮者対策）
-------	----------------

1 人命の保護

1-6)情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

4 帰宅困難者対策の推進

●脆弱性評価

積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

○施策プログラム

ホームページや各種 SNS，広報誌，ハザードマップ，防災講習等を通して指定避難所等の周知を図るとともに，関係機関と連携し，適切な避難誘導體制の整備を推進する。

推進事業等	防災対策事業（帰宅困難者対策）
--------------	-----------------

1 人命の保護

1-6)情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

5 地域防災活動、防災教育の推進

●脆弱性評価

自主防災組織の結成を促進するとともに、地域防災力の強化に向けて取り組む必要がある。

地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防本部との情報共有体制の向上，教育訓練の充実を図る必要がある。

学校における定期的な避難訓練の実施等，防災教育を通じて学校関係者や児童生徒の防災意識の向上を図る必要がある。

○施策プログラム

自主防災組織の結成に向けた取組を推進する。

消防団への加入を促進するとともに，消防本部との情報共有体制の向上，教育訓練の充実を推進する。

学校における定期的な避難訓練の実施等，防災教育を通じて学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を行う。

推進事業等	防災対策事業（地域防災力強化）
--------------	-----------------

指 標	現 状 値	目 標 値
自主防災組織率	0% (R2)	50% (R7)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1 物資供給等に係る連携体制の整備

●脆弱性評価

物資供給をはじめ医療、救助・救援等の災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で各種応援協定を締結しているが、その実効性を確保するため、連絡体制等の整備に努める必要がある。

○施策プログラム

北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している各種応援協定について、その実効性を確保するため、連絡体制を維持し、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。

推進事業等

防災対策事業（各種協定の締結）

指 標	現 状 値	目 標 値
防災関係の協定数	7件（R2）	継続

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

2 非常用物資の備蓄促進

●脆弱性評価

避難所等への備蓄品の適正な配置に関する検討が必要である。
各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。

○施策プログラム

非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
各家庭における備蓄に関して、最低3日分又は1週間分を備蓄するローリングストック法を啓発し、食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄の意識啓発を推進する。

推進事業等

防災対策事業（当麻町災害時備蓄計画策定）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

1 防災訓練等による救助・救急体制の強化

●脆弱性評価

当麻町防災会議では、消防、警察、自衛隊等の行政機関のほか、通信、エネルギー、医療等の関係機関が参加し、連携強化を図っているが、今後も「顔の見える」関係強化に努め、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

○施策プログラム

あらゆる機会を通して、消防、警察、自衛隊等の行政機関のほか、通信、エネルギー、医療等の関係機関との連携強化を図り、災害対応の実効性を高める。

指 標	現 状 値	目 標 値
当麻町防災会議	必要時	年1回開催
防災訓練	0回	年1回開催

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2 自衛隊体制の維持・拡充

●脆弱性評価

北海道に所在する陸上自衛隊の削減や部隊の統廃合等によって人員が不足した場合、災害発生時における対応が遅れ、被害が拡大する懸念がある。

○施策プログラム

大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村等と連携した取組を推進する。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

●脆弱性評価

災害対応力の維持・強化に向け、消防車両、活動資機材等の整備・更新を行い、消防救急活動の強化を図る必要がある。

聴覚・言語機能障がい者等による現行の通報システム（FAX、メール等）とは別に、新たにスマートフォン等を利用した音声によらない緊急通報システムを構築し、通報体制を確立する必要がある。

○施策プログラム

消防力を維持するため、消防車両等の計画的な整備・更新を推進する。
聴覚・言語機能障がい者等が、スマートフォン等を利用した音声によらない緊急通報を行えるシステムを構築する。

推進事業等	救急訓練用器材購入事業
	車両購入整備事業

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3)被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

1 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

●脆弱性評価

避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の食事や生活環境について配慮する必要がある。

○施策プログラム

「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、地域住民の指定避難所等における自主運営を支援するとともに、「当麻町備蓄計画」に基づき計画的な備蓄を行い、避難者の生活環境の向上を推進する。

推進事業等	防災対策事業（避難所運営マニュアル）
-------	--------------------

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3)被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

2 被災時の保健医療支援体制の強化

●脆弱性評価

被災時に適切な医療救護活動を実施するため、医療施設と行政機関の連携強化が必要である。

○施策プログラム

被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会・歯科医師会等との連携による災害時医療支援体制を整備する。

3 防疫対策

●脆弱性評価

医師会等との連携による感染症予防に関する知識の普及と未接種者への勧奨が必要である。

予防接種の適正な実施による感染症の発生・まん延の防止が必要である。

簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努める必要がある。

○施策プログラム

災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時からの感染症対策として、定期的な予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者への勧奨を行う。

簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄を推進する。

推進事業等	感染症予防（予防接種）事業
-------	---------------

4 災害時における福祉的支援

●脆弱性評価

災害に備えた地域防災体制づくりを進め、関係機関、地域との連携を図ることで、要介護高齢者や障がい者等の災害時に支援が必要な方々への支援を充実する必要がある。

○施策プログラム

災害に備えた地域防災体制づくりを進め、関係機関との情報共有を図るとともに、要介護高齢者や障がい者等の災害時に支援が必要な方々への支援を充実する。

推進事業等	高齢者買い物支援事業
	高齢者ハイヤー料金助成事業
	重度障がい者ハイヤー料金助成事業
	社会福祉協議会補助事業

(3) 行政機能の確保

3 行政機能の確保	
3-1)町内外における行政機能の大幅な低下	
1 災害対策本部機能等の強化	
<p>●脆弱性評価</p> <p>災害対策本部訓練の実施と検証を行うなど、本部機能の強化に向けた取組みを推進する必要がある。</p> <p>災害時における避難所運営など、職員の動員体制を検証する必要がある。</p> <p>職員の人事異動等による災害対応力の低下を防止する必要がある。</p> <p>○施策プログラム</p> <p>災害時に設置する災害対策本部を中心とした危機管理体制により、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る。</p> <p>現行の地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。</p>	
推進事業等	庁舎管理事業 防災対策事業（災害対応訓練）

3 行政機能の確保	
3-1)町内外における行政機能の大幅な低下	
2 行政の業務継続体制の整備	
<p>●脆弱性評価</p> <p>「業務継続計画」を策定することで、災害時における業務継続体制を確立し、町民生活や経済活動に対する最低限の行政サービスを継続する必要がある。</p> <p>町の業務遂行の重要な手段として利用されているICT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、町におけるIT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を促進する必要がある。</p> <p>○施策プログラム</p> <p>町民生活や経済活動に対する最低限の行政サービスを継続するため「当麻町業務継続計画」を策定し、業務継続体制の強化を図る。</p> <p>町におけるIT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定により、町の業務遂行の重要な手段として利用されているIT機器や情報通信ネットワークの被災に備える。</p>	
推進事業等	庁舎管理事業 防災対策事業（当麻町業務継続計画策定） 防災対策事業（当麻町業務継続計画（ICT-BCP）策定）

3 行政機能の確保

3-1) 町内外における行政機能の大幅な低下

3 広域応援・受援体制の整備

●脆弱性評価

災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援体制の構築を図る必要がある。

○施策プログラム

災害時における広域的な支援体制の強化に向け、「当麻町災害時受援計画」に基づき、受援体制の構築を図る。

推進事業等	防災対策事業（広域協定の締結）
--------------	-----------------

指 標	現 状 値	目 標 値
災害対応訓練	0回	毎年度実施

(4) ライフラインの確保

4 ライフラインの確保

4-1) 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

1 再生可能エネルギーの導入拡大

●脆弱性評価

既存のエネルギー生産基盤のバックアップとなる再生可能エネルギーの導入拡大の必要がある。

○施策プログラム

家庭での太陽光発電システムの導入に対する支援や再生可能エネルギーの利用に対する意識啓発により、利用の促進を図る。

推進事業等	木質燃料ストーブ等設置補助事業
	住宅用太陽光発電システム設置補助事業

4 ライフラインの確保

4-1)長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

2 多様なエネルギー資源の活用

●脆弱性評価

災害時の電力供給を維持するため、多様なエネルギー資源の利活用に向けた方策を検討する必要がある。

○施策プログラム

電気自動車の充電インフラの整備、木質バイオマスの利活用等に関する取組を行い、多様なエネルギー資源の活用を推進する。

推進事業等	木質燃料ストーブ等設置補助事業
	住宅用太陽光発電システム設置補助事業

4 ライフラインの確保

4-1)長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

3 石油燃料供給の確保

●脆弱性評価

災害時に緊急車両や指定避難所等の石油燃料の安定供給を確保する必要がある。

○施策プログラム

災害時に緊急車両や指定避難所等の石油燃料の安定供給を確保するため、石油販売業者の団体と石油燃料の優先供給に関する協定に基づき、平時からの連携体制を整備する。

4 ライフラインの確保

4-2)食料の安定供給の停滞

1 食料生産基盤の整備

●脆弱性評価

安定した食料供給に資するため、農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、経営安定対策や担い手の育成確保など、当町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進していく必要がある。

農業生産基盤を維持するため、土地改良施設の老朽化対策や、農業の経営効率化に向けた農地の大区画化、さらには土地条件整備や農業所得の安定化を図る施設整備の強化が必要である。また、農業における作業負担の軽減と収益率向上の取組が必要である。

農作物を野生鳥獣から守るため、農業被害防止対策を実施する必要がある。

○施策プログラム

農業後継者となる新規学卒者やUターン者、農外からの新規参入者、認定農業者や農地所有適格法人など、多様な担い手の育成と確保を図る。

土地改良施設の計画的な更新や、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及促進などによる農業生産基盤の整備を推進する。

ICTの利活用による農作業の効率化・省力化、収益率の向上、農業技術の継承等を目指したスマート農業の実現に向けた取組みを推進する。

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を図るため、担い手へ利用集積・集約化を促進する。

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や農作業の共同化等、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援する。

経営所得安定対策等の推進に必要な普及促進活動等に対する経費を助成する。

生産性の向上及び経営の安定を図るため、明渠・暗渠等の条件整備を推進する。

農業経営の安定と生産性向上を図るため生産基盤強化に対する支援を推進する。

野生鳥獣による農業被害を防止するため、被害防止対策を実施する。

推進事業等	アグリサポート事業
	農業次世代人材投資事業
	スマート農業推進事業
	農地中間管理事業
	農業競争力基盤強化特別対策事業
	農業振興基金利子補給事業
	中山間地域等直接支払交付金事業
	経営所得安定対策等推進事業
	土地条件整備事業
	そ菜・花きハウス等導入事業
有害鳥獣駆除対策事業	

4 ライフラインの確保

4-2)食料の安定供給の停滞

2 地場産品の販路拡大

●脆弱性評価

食料の安定供給には一定の生産量を確保することが重要なため、地場産品の高付加価値化・ブランド化を進め、販路の開拓・拡大を促進する必要がある。

○施策プログラム

農業を軸とした「食育」「木育」「花育」の連動を図るなど、本町のもつ地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値化に向けた戦略的な取組みを推進する。

推進事業等	良食味米生産事業
	地産地消推進事業
	米麦改良協会事業

4 ライフラインの確保

4-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

1 水道施設等の防災対策

●脆弱性評価

給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。
大規模な断水に備え、応急給水体制の整備を推進する必要がある。
災害発生後の迅速な復旧に備え、施設台帳の整備を推進する必要がある。

○施策プログラム

給水機能を確保するため、管路の耐震化や老朽化対策を推進する。
大規模な断水に備え、臨時給水所や給水タンク車等の応急給水体制を整備する。
災害復旧に備え、施設台帳を整備する。

推進事業等	配水管更新事業
	水道施設台帳システム管理事業

4 ライフラインの確保

4-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

2 下水道施設等の防災対策

●脆弱性評価

下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。

○施策プログラム

下水道機能を確保するため、管路の耐震化や老朽化対策を推進する。

推進事業等	下水道ストックマネジメント事業
--------------	-----------------

4 ライフラインの確保

4-4) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

1 交通ネットワークの整備

●脆弱性評価

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国道、道道などの重要物流道路における脆弱区間の代替路や主要な公共施設等をつなぐ道路の機能強化、維持が必要である。

○施策プログラム

幹線道路と町内主要施設をつなぐ交通の確保のため、これらのルートに位置する町道主要路線の整備を促進するとともに、同様な位置付けとなる国道、道道についても整備促進要望を継続的に実施する。

4 ライフラインの確保

4-4) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

2 道路施設の防災対策等

●脆弱性評価

災害時の救急救援活動や物資・人材供給の障害となる道路閉塞等の防止や、安全安心な避難活動のため、計画的な橋りょう耐震補強及び修繕や、適切な道路施設等の維持管理を行う必要がある。

○施策プログラム

救急救援活動や避難活動の支障となる橋りょう等道路施設の定期点検を行い、耐震化や老朽化対策等、適切な維持管理を推進する。

災害時における避難行動の円滑かつ確実な実施のため、小中学校などの指定避難所等へとつながる経路の整備を推進する。

推進事業等	町道舗装維持補修事業
	町道改良舗装事業
	橋梁長寿命化修繕事業
	橋梁点検事業

4 ライフラインの確保

4-4) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

3 公共交通の維持

●脆弱性評価

災害時における町民の交通手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。

地域特性を考慮した交通手段や路線などの確保により、町民生活の利便性の向上を図る必要がある。

災害時における運行体制の確保に向けた取組みが必要である。

○施策プログラム

交通事業者等と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた、効率的かつ利便性の高いバスの運行体制を確保する。

災害時における早期の運行再開や代替ルートの想定など、交通事業者等との連携による災害に強い運行体制を整備する。

推進事業等

J R北海道支援事業

(5) 経済活動の機能維持

5 経済活動の機能維持

5-1) 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

1 企業の業務継続体制の強化

●脆弱性評価

関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

○施策プログラム

中小企業等の組織化の促進，地域企業活動の支援等行うとともに，業務継続計画の普及啓発を行う。

5 経済活動の機能維持

5-2) 町内外における物流機能等の大幅な低下

1 陸路における流通拠点の機能強化

●脆弱性評価

災害時における円滑かつ迅速な物資供給体制を確保する必要がある。

○施策プログラム

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国道、道道などの重要物流道路における脆弱区間の代替路として指定されている町道区間の機能強化などを推進する。

(6) 二次災害の抑制

6 二次災害の抑制

6-1) ため池の機能不全等による二次災害の発生

1 ため池の防災対策

●脆弱性評価

集中豪雨や地震などを起因としたため池の決壊等による二次災害を防止するため、早期の点検・診断を行い地域住民への情報共有を図る必要がある。

○施策プログラム

ため池が決壊又は決壊するおそれのある場合に迅速かつ円滑に避難行動ができるよう、地域住民に周知を図る。

6 二次災害の抑制

6-2) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

1 森林の整備・保全

●脆弱性評価

大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地災害を防止するため、造林、間伐、林道の維持管理等を推進する必要がある。

森林の適正な管理を行うため、林業の担い手の確保に向けた取組みが必要である。

○施策プログラム

災害時における土砂の流出や表層崩壊等を防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、森林が持つ水源のかん養、防災・減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。

推進事業等	森林環境保全林整備事業
	森林総合整備事業
	長期ビジョン推進事業
	未来につなぐ森づくり推進事業
	町単独町有林整備事業
	森林・山林多面的機能発揮対策事業
	森林経営管理事業
	民有林等整備促進事業

指 標	現 状 値	目 標 値
民有林における森林経営計画面積の認定率	33% (R2)	83% (R7)

6 二次災害の抑制

6-2) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

2 農地・農業水利施設等の保安全管理

●脆弱性評価

農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等を維持するため、関係機関との連携による農業水利施設等の維持管理を推進する必要がある。

○施策プログラム

関係機関との連携による農業水利施設等の整備や維持管理を推進する。

推進事業等	多面的機能支払交付金事業
	道路側溝兼用排水施設負担軽減事業
	農業競争力基盤強化特別対策事業

(7) 迅速な復旧・復興等

7 迅速な復旧・復興等

7-1) 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

1 災害廃棄物の処理体制の整備

●脆弱性評価

早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、災害廃棄物の処理体制を整備する必要がある。

○施策プログラム

「当麻町災害廃棄物処理計画」を策定し、平時からの災害廃棄物の処理体制を整備する。

推進事業等	塵芥処理事業
	当麻町災害廃棄物処理計画策定事業

7 迅速な復旧・復興等

7-1) 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

2 地籍調査の実施

●脆弱性評価

迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要なため、地籍調査の推進を図る必要がある。

○施策プログラム

迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要なため、地籍調査の推進を図る。

推進事業等

地籍数値情報化事業

7 迅速な復旧・復興等

7-1) 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

●脆弱性評価

被災者の住まいの迅速な確保等のため、土地の確保、被害認定調査の体制を整備するとともに、平時から北海道と連携する必要がある。

○施策プログラム

土地の確保、被害認定調査の体制整備、災害被災者用町営住宅の確保とともに、北海道との連携を強化する。

7 迅速な復旧・復興等

7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

1 災害対応に不可欠な建設業との連携

●脆弱性評価

迅速な復旧・復興の担い手となる建設業者における技術力のさらなる向上が必要である。各種応援協定の締結など、平時における建設業者との連携体制の整備が必要である。

○施策プログラム

インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設業者の技術力向上の取組みに対する支援を実施する。

建設業者との各種応援協定の締結や協定に基づく、大規模自然災害時における迅速な復旧体制を整備する。

7 迅速な復旧・復興等

7-2)復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

2 行政職員の活用促進

●脆弱性評価

大規模自然災害時における人材不足を補うため、北海道及び道内市町村との、職員派遣等の相互応援体制を確立する必要がある。

○施策プログラム

災害時における北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取組みを推進する。

7 迅速な復旧・復興等

7-2)復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 地域コミュニティ機能の維持・活性化

●脆弱性評価

災害の復旧・復興には地域での交流等が欠かせないため、地域資源を活用した地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

○施策プログラム

行政区等に支援を行い、地域コミュニティの維持・活性化を推進する。

推進事業等

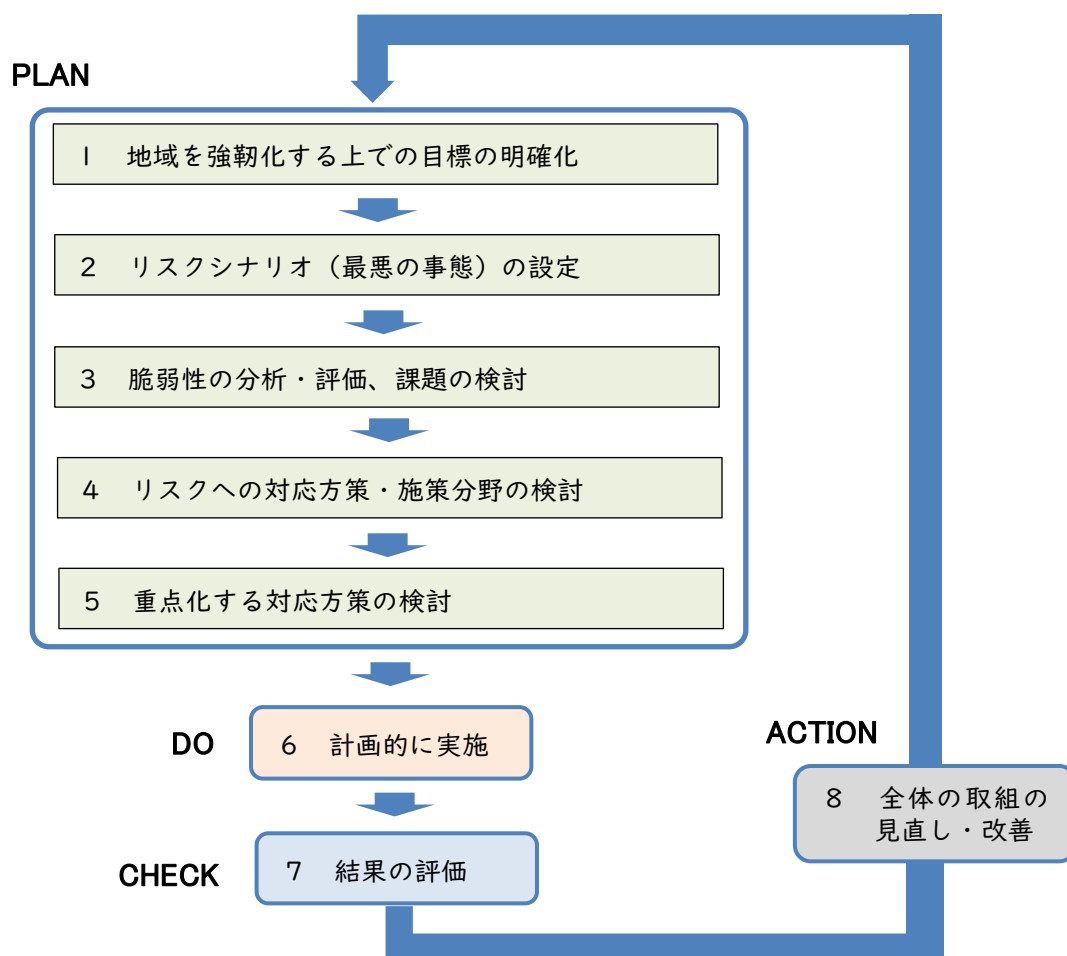
公民分館活動費助成事業

行政区活動推進事業

第5章 計画の推進

1 計画の推進と進捗管理

計画の推進にあたっては、各部局間の相互調整を図りながら、PDCAサイクルにより進捗管理を行います。そのために、各取組の進捗状況を適時確認し、国や道、事業者、関係機関等と連携を図り、本町における国土強靭化を効率的・効果的に推進します。予算編成や全庁横断的な体制で取り組みます。



2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や国や道の強靭化施策の取組、本町の総合計画の見直しなどを考慮しながら、適宜、見直しを行います。

なお、本計画は、他の分野別・個別計画における本町の国土強靭化に関する指針として位置付けているものですので、各計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとします。

当麻町強靱化計画

令和3年3月

当麻町総務課

〒078-1393

北海道上川郡当麻町3条東2丁目 11 番1号

TEL 0166-84-2111 FAX 0166-84-4883

E-mail sougou@town.tohma.hokkaido.jp